

速度取締りの指針

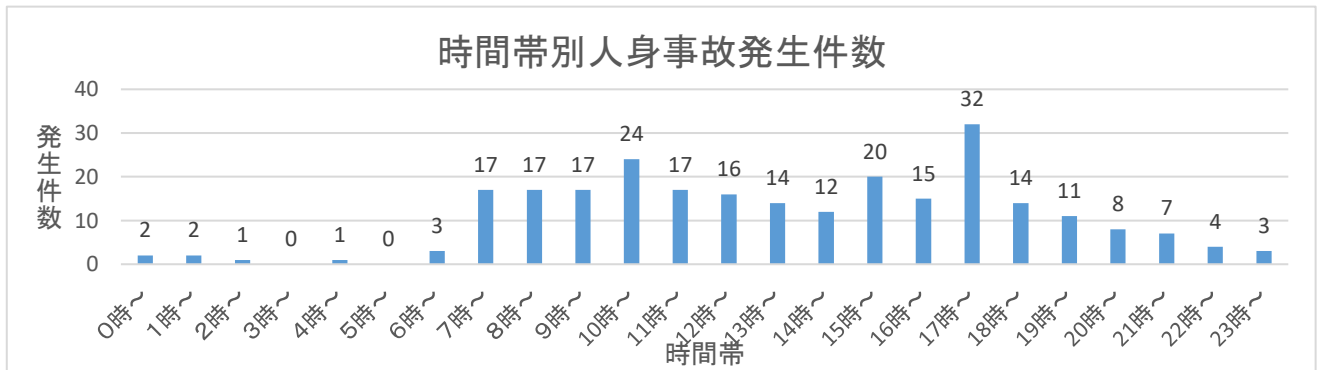
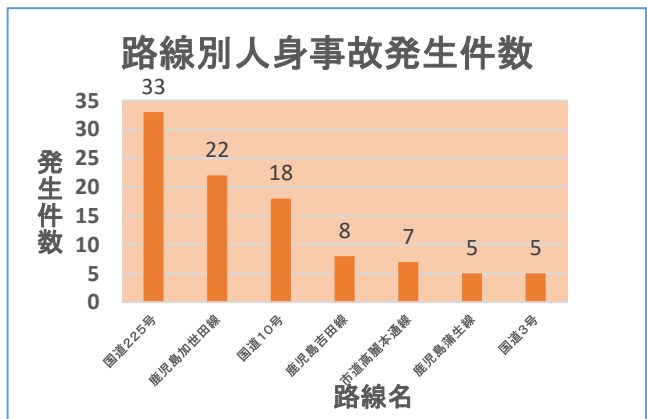
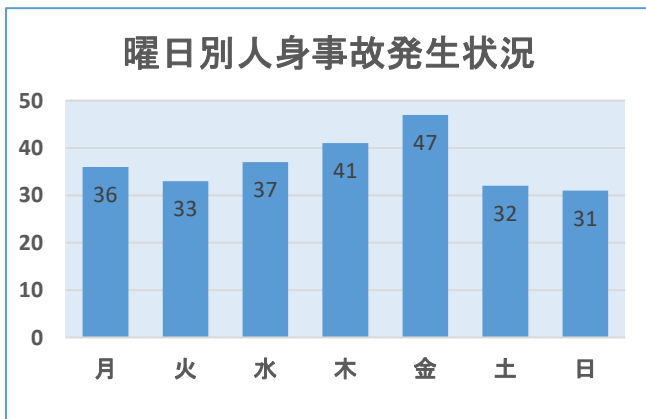
令和5年1月
鹿兒島中央警察署

1 鹿兒島中央警察署の速度取締り重点路線

路線	区間	規制速度	重点時間帯
国道10号	照国町～吉野町(竜ヶ水)	50・60km/h	14:00～05:00
国道225号	城南町～鴨池二丁目	50km/h	09:00～17:00
主要地方道鹿兒島加世田線	山之口町～郡元三丁目	50km/h	06:00～18:00

※上記以外の路線、時間帯でも取締りを実施することもあります。

2 鹿兒島中央警察署管内における交通事故実態(R4.7～R4.12)



鹿兒島中央警察署管内の交通人身事故分析結果	
交通事故発生日時・路線	交通事故類型・原因
<p>曜日別の発生状況を分析した結果、曜日ごとの差はほとんど見られない。</p> <p>7時から19時までの発生が多く、10時から17時にピークがある。</p> <p>路線は国道225号、県道鹿兒島加世田線、国道10号の順に多く発生している。</p>	<p>交通事故類型は、追突事故、出会い頭事故の順に多く発生し、交差点での事故が55%を占めている。</p> <p>事故原因については、安全不確認、前方不注意、動静不注視といったいわゆる漫然運転が約7割を占めており、緊張感を欠いた運転が交通事故に繋がっている。</p>

3 その他の交通指導取締り要点

☆交差点における交通事故の対策として、信号無視や一時不停止、迷惑性の高い駐車違反、運転手に緊張感を促す携帯電話やシートベルトに対する取締りを推進しています。